

人権啓発センターあかつきの施設改修工事 に伴う市バス迂回運行の実施について

令和4年12月21日

嘉麻市 交通政策課

人権啓発センターあかつきの施設改修工事に伴う市バス迂回運行の実施について

【変更の概要】

碓井地区において、人権啓発センターあかつきの施設工事が実施されることに伴い、施設内が通行止めになることから、利用者の影響を抑えるために市バスの経路及び停留所を一時的に変更するものです。

なお、この迂回運行に伴うダイヤの変更及び料金の変更はありません。

- 経路変更路線・・・市内循環線（西回り）
 - 移設停留所・・・人権啓発センターあかつき
 - 迂回運行期間・・・令和5年1月16日（月）～令和5年3月24日（金）まで（予定）
- ※工事の進行状況によって工期が変更する場合があります。工事中は迂回運行を実施します。
※工事終了後は通常運行に戻します。

経路変更概要



該当区間（市内循環線 西回り）

